

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村 介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省老健局 総務課、介護保険計画課、高齢者支援課、
認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護サービス事業所・施設等への支援に関する

「重点支援地方交付金」等の更なる活用について

（食材料費への対応）

計 1 枚（本紙を除く）

Vol.1 3 4 3

令和6年 12 月 26 日

厚生労働省老健局 総務課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3916）

事 務 連 絡

令和 6 年 12 月 26 日

各 都道府県 介護保険主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省老健局総務課
厚生労働省老健局介護保険計画課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

介護サービス事業所・施設等への支援に関する
「重点支援地方交付金」等の更なる活用について（食材料費への対応）

平素より、介護保険行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

エネルギー価格や食料品価格の高騰など物価高騰を踏まえた介護サービス事業所・施設等への「重点支援地方交付金」等を活用した支援については、「介護サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」等の更なる活用について」（令和 6 年 12 月 2 日事務連絡）において考え方等をお示し、可能な限り早期の予算化に向けた検討を進めていただくようご依頼したところです。

食材料費高騰への支援に関連し、介護分野では、上記事務連絡において、令和 5 年度に本交付金を活用し実施された食材料費の高騰に対する各都道府県の支援状況を聞き取り調査等により行った結果として、入所・居住系サービス事業所に対する補助額は、最大で定員・利用者数当たり約 22,000 円（1 日当たり約 60 円）、上位 25%で定員・利用者数当たり約 9,000 円（1 日当たり約 25 円）であったこと等をお示ししていたところです。

今般、医療分野においては、令和 7 年度予算における診療報酬上の対応として、入院時の食費基準額を 1 食当たり 20 円（1 日当たり 60 円）引き上げることとされたところです。

これらの情報を参考に、予算化に当たり検討いただくに当たっては、足下で引き続き食料費が上昇している状況を踏まえ総合的に検討をいただくようお願いします。

加えて、支援に当たっては、入所・居住系の介護サービス事業所だけでなく、通所系・多機能系の介護サービス事業所についても同様の支援をいただくようお願いします。

<本件問い合わせ先>

厚生労働省老健局総務課

電話：03-5253-1111 内線 3916